

令和3年第1回豊頃町議会定例会会議録（第3号）

令和3年3月11日（木曜日）

◎議事日程

日 程 第 1	会議録署名議員の指名
日 程 第 2	議会広報特別委員の辞任
追加日程第 1	議会広報特別委員の選任
日 程 第 3 陳 情 第 1 号	核兵器廃絶の実現に真剣に努力し、日本国政府が速やかに核兵器禁止条約に調印することを求める意見書提出に関する陳情（陳情審査報告）
日 程 第 4	一般質問
日 程 第 5 意見書案第1号	核兵器廃絶の実現に真剣に努力し、日本国政府が速やかに核兵器禁止条約に調印することを求める意見書
日 程 第 6	委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出（議会運営委員会）
日 程 第 7	会期中の閉会

◎出席議員（9名）

1番 石 田 貢 君	2番 小笠原 茂 人 君
3番 坂 口 尚 示 君	4番 岩 井 明 君
5番 杉 野 好 行 君	6番 大 崎 英 樹 君
7番 大 谷 友 則 君	8番 中 村 純 也 君
9番 藤 田 博 規 君	

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	宮 口 孝 君
副 町 長	菅 原 裕 一 君
教 育 長	山 本 芳 博 君
農 業 委 員 会 長	井 下 睦 男 君
代 表 監 査 委 員	山 口 浩 司 君
総 務 課 長	熊 谷 雅 美 君

企 画 課 長	按 田 武 君
住 民 課 長	渡 辺 良 英 君
福 祉 課 長	下 重 博 光 君
子 育 て 支 援 所 長	千 葉 孝 二 君
産 業 課 長	岩 城 光 洋 君
商 工 観 光 課 長	鏑 木 政 洋 君
施 設 課 長	越 谷 光 裕 君
会 計 管 理 者	須 藤 裕 子 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	神 義 宏 君
教 育 委 員 会 教 育 課 長	山 田 良 則 君
消 防 署 長	波 多 野 明 君

◎職務のために議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	中 川 直 幸 君
庶 務 係 長	鈴 木 典 和 君

午前10時00分 開議

◎ 開議宣告

- 藤田議長 これから、会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 会議録署名議員の指名

- 藤田議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、5番杉野好行議員及び8番中村純也議員を指名します。

◎ 議会広報特別委員の辞任

- 藤田議長 日程第2 大谷友則議員、杉野好行議員、岩井明議員及び石田貢議員の議会広報特別委員の辞任の件を議題とします。

大谷友則議員は、地方自治法第117条の規定によって除斥の対象になりますので、退場を求めます。

(大谷友則議員退場)

- 藤田議長 3月5日、大谷友則議員から一身上の都合により議会広報特別委員を辞任したいとの申出がありました。

お諮りします。

大谷友則議員からの申出のとおり、議会広報特別委員の辞任を許可することに御異議ありませんか。

(異議なし)

- 藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、大谷友則議員の議会広報特別委員の辞任の件については、許可することに決定しました。

暫時休憩します。

午前10時03分 休憩

(大谷友則議員着席)

午前10時03分 再開

- 藤田議長 再開します。

杉野好行議員は、地方自治法第117条の規定によって除斥の対象になりますので、退場を求めます。

(杉野好行議員退場)

●藤田議長 3月5日、杉野好行議員から一身上の都合により議会広報特別委員を辞任したいとの申出がありました。

お諮りします。

杉野好行議員の申出のとおり、議会広報特別委員の辞任を許可することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、杉野好行議員の議会広報特別委員の辞任の件については、許可することに決定しました。

暫時休憩します。

午前10時04分 休憩

(杉野好行議員着席)

午前10時04分 再開

●藤田議長 再開します。

岩井明議員は、地方自治法第117条の規定によって除斥の対象になりますので、退場を求めます。

(岩井明議員退場)

●藤田議長 3月5日、岩井明議員から一身上の都合により議会広報特別委員を辞任したいとの申出がありました。

お諮りします。

岩井明議員からの申出のとおり、議会広報特別委員の辞任を許可することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、岩井明議員の議会広報特別委員の辞任の件については、許可することに決定しました。

暫時休憩します。

午前10時06分 休憩

(岩井明議員着席)

午前10時06分 再開

●藤田議長 再開します。

次に、石田貢議員は、地方自治法第117条の規定により除斥の対象になりますので、退場を求めます。

(石田貢議員退場)

●藤田議長 3月5日、石田貢議員から一身上の都合により議会広報特別委員を辞任したいとの申出がありました。

お諮りします。

石田貢議員からの申出のとおり、議会広報特別委員の辞任を許可することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、石田貢議員の議会広報特別委員の辞任の件については、許可することに決定しました。

暫時休憩します。

午前10時08分 休憩

(石田貢議員着席)

午前10時08分 再開

●藤田議長 再開します。

◎ 議会広報特別委員の選任

●藤田議長 追加日程第1 議会広報特別委員の選任の件を議題とします。

議会広報特別委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定によって、お手元に配付しました名簿のとおりです。中村純也議員、大崎英樹議員、坂口尚示議員及び小笠原茂人議員を指名したいと思います。御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した中村純也議員、大崎英樹議員、坂口尚示議員及び小笠原茂人議員を議会広報特別委員に選任することに決定しました。

ここでしばらく休憩をいたします。

午前10時10分 休憩

午前10時15分 再開

●藤田議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎ 諸般の報告

●藤田議長 諸般の報告を行います。

休憩中に、議会広報特別委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので報告します。

議会広報特別委員会の委員長には小笠原茂人議員、副委員長に坂口尚示議員、以上

のとおり互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

◎ 陳情第1号

●藤田議長 日程第3 陳情第1号核兵器廃絶の実現に真剣に努力し、日本国政府が速やかに核兵器禁止条約に調印することを求める意見書提出に関する陳情の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

小笠原総務文教常任委員長。

●小笠原総務文教常任委員長 陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条の規定により報告します。

記。

1、陳情受理番号、陳情第1号。

2、付託年月日、令和3年3月5日。

3、件名、核兵器廃絶の実現に真剣に努力し、日本国政府が速やかに核兵器禁止条約に調印することを求める意見書提出に関する陳情。

4、審査の結果、採択すべきものと決定。

5、委員会の意見。

核兵器禁止条約は、2017年7月7日の国連本部で開催された核兵器禁止条約交渉会議で採択され、発効に必要な50カ国に到達したことから本年1月22日に発効された。核兵器の廃絶は、「各国の軍備から原子兵器、大量破壊兵器の一扫」を決めた国連第一号決議や国際紛争を解決する手段として武力の行使や武力による威嚇を禁じた日本国憲法に照らしても、この条約を支持推進すべきである。このため、核兵器による唯一の被爆国である我が国が一刻も早く条約に調印することは、被爆者の方々に寄り添い、「核無き世界」実現を目指すものとなり、日本のみならず世界の恒久平和に向けて必要であることから願意妥当とするものである。

以上。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、陳情第1号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は、採択するものです。

お諮りします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、陳情第1号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

◎ 一般質問

●藤田議長 日程第4 一般質問を行います。

1項目ごとに発言を許します。

通告順番1、4番岩井明議員、登壇願います。

岩井明議員。

●4番岩井議員 初めに、「断らない相談」の窓口の設置等についてお伺いいたします。

高齢化した80代の親と引きこもりがちの50代の中高年の子供が同居する家庭で、生活困窮と介護と一緒に生じる8050問題や現役世代が子育てと親の介護の両方に直面するダブルケア問題等、課題の解決には、介護や福祉、就労支援などの施策が必要となりますけれども、市町村の複数の部署が絡むために、相談してもたらい回しにされたり、断られたりするケースが少なくなく、こうした問題を解決するために登場したのが「断らない相談」体制の整備で、窓口を市町村に設置することをうたった地域共生社会関連法が成立し、4月から施行される予定となっております。

ただ、断らない窓口の設置は、希望する自治体の任意事業とも伺っておりますので、以下の点についてお伺いいたします。

1点は、地域共生社会関連法施行による「断らない相談」窓口等の体制整備について、本町としての考えをお伺いいたします。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 答弁を申し上げます。

本町におきましては、介護、障害、子供、生活困窮者の相談窓口につきましては、主に福祉課が担当しており、福祉課だけで解決できない場合、複合的な相談につきましては、関係部署及び関係機関との連携、協力により対応しているところであります。

また、「断らない相談」窓口の体制構築のために、調整役、さらには専門的な知識を有する人材と受託機関の確保が必要であります。当面は、本町では地域包括支援セ

ンター及び子育て世代包括支援センターの機能充実に努め、相談支援の体制の強化を図ってまいりたいと思います。

なお、本町で対応が困難なときにつきましては、関係機関の支援をいただき、できるだけニーズに応えるような形で対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

●藤田議長 岩井議員。

●4番岩井議員 これは、あくまでも任意ということですので、ほかのほうでやっているところもありまして、秋田県の小坂町が、介護分野の相談を受け付ける地域包括支援センターを核として障害や持病を持つ人向けの相談所や子育て世代包括支援センターなどの機能を統合し、住民からの相談にワンストップで対応する多世代型の地域包括支援センターを設備しております。また、三重県名張市では、様々な問題が絡み合った相談に対応する専門の職員を複数の部署に配置し、部署間の連携を強化するなどしてきた。

ただ、自治体からは使い道が細かく分かれていると。従来の国の交付の勝手では使いつらいという意見も出ておりまして、今回は、前回の20億円から100億円までかさ上げしまして、そして自由な使い勝手のよいような制度にするというふうに言われているところでもあります。

ただ、あくまでも任意ということで、実際きちっと相談の形態ができていれば、この問題に多く触れるわけではありませんけれども、今後ともこういうような国の制度に対して使えるものは多く使って、そしてやっていくべきときも来るんだろうというふうに考えておりますので、その点について一言だけお願いいたします。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 御存じのとおり、今回の法律の施行については、できるだけ細やかな形でそういった困った方を救済しよう。本町におきましても、それぞれの担当者が真剣に対応しておりますし、また、社会福祉協議会等々の施設もありますので、できるだけ町民のニーズに応えるような形で対応してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

●藤田議長 岩井議員。

●4番岩井議員 2点目についてお伺いいたしますけれども、一応ここでは8050問題というようにしておりますが、これは老々介護も含まれるわけですし、本町においての8050問題やダブルケア問題の現況と取組等についてお伺いいたします。

●藤田議員 宮口町長。

●宮口町長 この問題の内容につきましては、先ほどと重なる場合もありますけれど

も、非常に個人的な情報や人権問題等々、配慮しながら職員が対応しているようなところでもあります。

特に今、本町においても、現状では民生委員、児童委員や保健師等の訪問活動を通して実態の把握に務めているところでもあります。当事者の中には、家庭の問題として捉えたり、さらには周囲の助けを借りたり、行政相談をされる方も少なくないかと思えますけれども、今後につきましても、関係部署や関係機関と連携しながら情報を集め、8050、さらにはダブルケアなどに直面する家庭については、適切に支援をしていきたいというふうに考えております。

●藤田議長 岩井議員。

●4番岩井議員 なかなか家庭内の問題に入りづらいことあるかと思えますけれども、本町においての現在の8050問題、また老々介護等については、どの程度把握されているのかお伺いいたします。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 詳しく件数等については、担当者のほうから申し上げたいと思えますけれども、いずれにいたしましても、先ほども申しあげましたとおり、非常に家庭内の問題で、当然、他言が多い件数は間違いないと思えます。しかし、それぞれの部署で頑張っておりまして、今後も、今指摘されたように、できるだけ個人情報問題が相当深く根づいておりますので、こういう問題も充分把握しながら考えていきたいと思えます。

件数等については、担当課長のほうから御説明したいと思えます。

●藤田議長 下重福祉課長。

●下重福祉課長 8050問題でございますが、先ほど町長から申しましたように、家庭的な問題もありまして、80代の親の世代と50代のお子さんの世代で構成されている世代は複数あるというふうに認識してございますが、その中に介護、またはお子様の引きこもりというような問題が発生しているかどうかについては、細かくは押さえてはございません。

●藤田議長 岩井議員。

●4番岩井議員 こういう問題は、やはり家庭の問題もあって難しいとは思いますが、介護だとかいろいろな部署等を通じまして、早く把握することが大切だと思います。私のところにも相談が来ているところでは、なかなか敷居が高くて相談しにくいという形から、こういうような地域共生社会法の施行ですか、これをやるとはいいませんが、そういう形のような思考等も考えていってほしいなと伺っているわけですので、やはり町民のニーズに応えるためには、町民の目線で、そして相談のしやすいような体制を今後とも努力していただきたいと思えますがいかがでしょうか。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 この問題は、非常に難しいといいたまいますか、先ほど申しあげましたとおり、あくまでも個人情報の問題、さらに他人から聞いたからといってその家庭に入るようにもいかないし、本人が自ら行政機関なり福祉協議会のほうに相談されれば、行政としても積極的に介入されますけれど、人から伝えられた話などということであると大変失礼ですので、そういった面でも今後十分気をつけながら、また情報を把握しながら、職員が対応していくように指示したいと思います。

以上です。

●藤田議長 岩井議員。

●4番岩井議員 次に、2点目のPCR検査の対策等についてお伺いいたします。

私の後でも、違う方向から質問があると思いますので、この部分だけにしか触れませんが、国内で新型コロナワクチンの接種が始まっております。今回のワクチンは、重症化を防ぐ効果は確認されておりますけれども、感染を防ぐ効果や人に感染させない効果は確認されていません。また、ワクチンが国民全体に行き渡るのはまだまだ先とも言われ、免疫ができていない多くの人たちの中でウイルスを封じ込めていく取組が大事だと考えます。

今重要なのは、ワクチン接種を進めると同時に、PCR検査の拡充など、感染対策を同時平行で行うことが大切と考えますが、本町におけるPCR検査等の対応をお伺いいたします。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 答弁申し上げます。

新型コロナウイルスの感染症の拡大につきましては、これまで町は広報誌等でもお知らせしていますが、マスクの着用、手洗い、消毒等々につきましては、それぞれの担当課で、また町役所ぐるみで実施しているところであります。そういった問題等については、本町としても積極的に努力しておりますけれども、先の見えない大変厳しい感染症でありますので、どの程度まで行政としても対応するか、それは実際、大変課題の多い問題があります。

特にPCR検査について、発熱の症状がある場合に、感染者との濃厚接触などが確認された場合に、行政検査として実施しており、また、検査結果に基づく対応については、帯広保健所等関係機関と連携協力して実施してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

●藤田議長 岩井議員。

●4番岩井議員 PCR検査で感染者をしっかりと隔離、そして保護することが大切と

いうふうに考えておりますけれども、ところが、現在、国でも、そして北海道においても、検査数が大きく落ち込んでおります。実際の能力の5分の1、また10分の1しかやれない日もあるというふうに伺っております。やはり今ではPCR検査というのは非常に重要な一つの課題だというふうに考えております。

それで、PCR検査とワクチンの接種は平行して行うんだというふうに考えるところでありますけれども、PCR検査の積極的な対応能力において、町民に行っていくべきだというふうに考えておりますけれども、もう一度答弁お願いいたします。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 PCR検査につきましても、行政として積極的に取り組むことはもちろんですけれども、やはり何といたっても個人が自ら健康を守ることでは、個人そのものが努力をしながら、また、検査等にも対応すると思うのですけれども、大変財政的にも一部負担が、かかれば国で面倒を見ていただけますけれども、事前に調査することはそれなりの形では厳しいかと思っておりますけれども、私ども高齢者の施設を持っておりますので、そういった社会的立場の弱い方には積極的にこれらの実施に向けて努力をしていきたいというふうに考えています。

●藤田議長 岩井議員。

●4番岩井議員 終わります。

●藤田議長 一般質問を続けます。

通告順番2、2番小笠原茂人議員、登壇願います。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 先ほどの岩井議員の質問にもありましたけれども、違う観点から、またPCR関係のことで質問させていただきます。本日の私の質問は、新型コロナウイルス感染症対策に関連する質問でございます。

まず最初の質問でございますが、濃厚接触者に認定されて受ける行政検査や保険適用となる場合を除き、検査を希望する町民が町内の医療機関においてPCR検査、または抗原検査を受ける場合の費用助成について、どのような考えがあるのか伺います。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 答弁申しあげます。

PCR検査につきましては、発熱などの症状がある場合、また感染者との濃厚接触が確認された場合に、行政検査として無料で実施されております。一方、任意で検査を受ける場合については全額自己負担となっており、検査費用の助成につきましては、さきの一般会計の補正予算でも御承認いただいたところであり、クラスターの懸念される特別養護老人ホーム等を運営している豊頃愛生協会に対して、実際はそちら

のほうに予定しているわけでありませぬ。

現在のところ、新型コロナウイルスの感染拡大は一定程度抑えられるような状況でありますけれども、一般町民の費用助成については検討しておりませぬが、今後の情勢の変化に速やかに対応できるよう情報収集に努めてまいりたいというふうを考えております。

以上です。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 ただいま、町長から答弁をいただきました。

私の望む助成金の最大の目的でありますけれども、無症状であっても希望者が検査を受けることで、感染拡大やクラスター防止への効果が最大に期待できるものだというふうに思っております。

昨今、ウイルスの変異株も道内で発病しており、本町といたしましても喫緊の問題として考えたほうがよいのではないかなというふうに思っております。医療関係や、当然、老人福祉関係も大事ではございますけれども、やはり一般町民にも普及できるような形が望ましいというふうに考えますが、どのように考えるか伺います。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 大変難しく、専門的な立場でございませぬので、はっきりした答弁はできません。ただ、国や道が、そして町村が、それぞれ行政機関としてできるだけ3密を避けるような形でやっております。最近、変異株等々につきましても、どういう対応をできるのか、私ども一行政では非常にそれは不可能だというふうに思っております。

さらに、今検査ですとかにも、実際、町民がかかった場合については、行政検査で無料というふうに申し上げましたが、個人的には、唾液で検査されれば約2万円前後、さらに血液だと3,000円前後かかるわけでありまして、積極的にやられてる方もいらっしゃるようには伺っておりますが、行政としては、もし万が一そのような形にクラスター的なものが発生すれば、直ちに国の機関、道の機関とも協議しますけれども、町としてもそれなりの財政支援をさせていただいて、できるだけかかった方に財政的負担のかからないような、また、検査を希望する方々がいらっしゃれば、どのような形で支援していくか、今後、担当課と十分協議しながら決めていきたいというふうに考えております。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 一般的にPCR検査というのは、それこそ1回受けるのに1万円台半ばから2万円程度かかるということだそうでございます。

今年度、国の第3次補正予算に計上された新型コロナウイルス対策に関する地方創

生臨時交付金というのが、我が町にも交付されることになってございます。臨時交付金は、十勝管内に感染症経済対応策として27億円何がしが交付されるわけでございますけれども、内閣府が通知した予算の内容を本町に割当てしたときに、病院関係など保健福祉対応に充てられる新型コロナウイルス感染症対応分として655万円、休業の協力金やプレミアム商品券などに使われる地域経済対応分として6,396万円が配分されることになっております。

そもそも、臨時交付金の中からPCR・抗原検査を受ける際の検査費用と医療機関の検査機器導入を助成する経費を予算化できないものか、私はその辺のことを伺いたいと思うのですけれども、回答をよろしく願いいたします。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 予算の補正につきましては、国、道等の記載要領等々調べますけれども、我が町については、大体6月補正頃を予定しております。ただ、枠配分なりでありますけれども、どの程度でどのようなものかというのはまだはっきりした形が見えておりませんが、いずれにいたしましても、そういった国の助成がある場合については、速やかにそれぞれに該当する範囲内で町民の支援をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 なかなか明確な回答が得られないわけですが、できれば、臨時交付金の中から、PCR・抗原検査、また医療機関等の検査機器等の導入に関わる予算を捻出できないものかというふうに、私としては要求したいわけですが、なかなか一般町民にということが難しいということであれば、検査の対象を、例えば病院医療、学校、保育所、役場、高齢者施設関係者、団体職員など、密集が想定される特定の職種に限定しての、いわゆる全額町費負担の検査をお願いしたいというふうにも思っておりますけれども、そういうような考え方に対してはどうでしょうか。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 今、御指摘のとおり、国でもそういう形で、どちらかというとお年寄り等、あと子供だとか、そういった公共施設に関して町民に接する仕事の多い方々、それは当然優先的になろうかと思えます。

参考までにですけれども、今、国でワクチンの配布ですが、これは情報によると、豊頃にも配布されますけれども、それは4月の後半になるようでありまして、1箱1,000人ぐらいですけれども、1箱程度が本町に配分されますが、一度目はそういった老人なり、そういった施設の方々に当然使用されると思えます。

今後また、国の動向、道の動向を十分見ながら、できるだけ町民にプラスというか町民に周知できるように職員ともども努力してまいります。

以上です。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 確かに、ワクチンの接種も医療関係者から順次始まっているわけでございますけれども、できれば、先ほどの岩井議員の質問の中にもありましたけれども、ワクチン接種イコールPCR検査なのかなというふうに私も思っております。

なぜ私が新型コロナウイルスの本町の感染防止対策について、このように心配しているかということの第一なものとして、まず最近の居住振興局別PCR検査数において、十勝は1万8,881人、隣の釧路が6,967人、その隣の根室が1,924人と、道東方面では十勝の検査数が一番多いわけでございます。道の14振興局別でも3番目に多いということでございまして、この状況から判断しても、新型コロナウイルス感染症対策においてPCR検査の助成措置をすることは、本町民の健康と安全、感染防止の抑止策としては非常に有効な手段と私は考えるわけでございます。

限られた予算の中で何とか工面をしていただければ幸いですので、どうぞよろしく考えていただきたいというふうに思っております。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 私は、もちろんPCR検査は必要で大切であると思っておりますけれども、町民がやはり何といても3密をきちっと守ると、そして出かけるときはマスクをしながら、できるだけ人混みに入らないといった形、本町でも時間的に窓開けたり、マスクをしたり、徹底してやっておりますけれども、まず基礎段階として、それをきちっと守らないと、PCR検査したから大丈夫だ、よそに行ってもいいんだという、安易な気持ちになっても、また困ります。

ですから私は、あくまでも町民がしっかりと第1段階の3密をきちっと守っていただいて、そしてかからない、かけないと、かかる場合については、それはいつどこでかかるか分かりませんが、それぞれ日常生活の正しい生活をすれば、ある程度守っていけるのではないかというふうに思っております。

また今、御指摘のとおり、できるだけそういう情報が入り、また予算があれば、的確に早い段階で処理して対応していきたいというふうに思っております。

以上です。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 ぜひとも前向きによりしくお願いいたします。

それでは、続きまして、次の質問でございますけれども、本町での新型コロナウイ

ルス感染防止に関することで、役場内においてクラスターなどが発生した場合の初動調査、感染防止対策など、庁内での意思統一を含め、危機管理のガイドラインの作成などはどのようになっているのか伺います。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 御承知のとおり、私の職場におきましては、御覧のとおり、ある程度の仕切りをとりながら町民と接しておりますし、また、職員については、全部マスク対応、さらに庁内は10時と3時には換気をよくして、全員が窓を開け対応をしております。

なお、今言われたとおり、クラスターが入った場合にどうすると、仮定的なことは即申し上げることは厳しいですけれども、それぞれ発生した場合については、直ちに保健所に連絡し、それぞれ大きな機関に協力をさせていただかなければならないというふうに思っております。

また、私のところでは、それぞれ保健センターの保健師もそういうことについては非常に敏感に仕事をしておりますので、かかった場合を想定して云々というより、かかったら直ちにそういう形に対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 新型コロナウイルス対策の一環として、役場の職員が感染した場合の対応や業務継続の考え方など、基本的な方針をまとめた指針を策定することは重要であると思います。

もしものとき、周辺で感染者が発生した場合の参考となり、冷静に対応するための一助となることについてはバイブルとなるのですから、特に運営マニュアルなどは各部署で共有できる体制を構築して、有事に備えていただきたいというふうに思っております。

●藤田議長 御静粛に。

●2番小笠原議員 先ほども、私、後半のところ質問させていただいたのですが、ガイドラインというのが作成されていて、また、これがもし作成されているのだとしたら、これをどの時点で町民に公開するのかという考え方について伺います。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 正直言ってきちとしたガイドラインはございませんけれども、災害対策として、それなりの対応はできるようになっております。

ただ、かかった場合どうする、こうしたらどうするというよりも、かからない方法をやっぱり考えて、町民にはかからない方法を、先ほどから何回も言うけれども、絶対かからないような方法で頑張りたいということで、かかった場合

については、先ほど言いましたけれども、直ちに保健所に連絡して、国の機関なり道の機関との対応をします。そして職場においても、課によってはいろいろ事情ありますから、必ず必要な課については全員代替できるような形になっておりますし、そういった面では、何といたってもかかからない、かかった場合については、くどいようだけれども、それなりの公的機関に連絡し、医療体制に入りたいというふうに考えております。

以上です。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 町長の言われるとおり、個人的な防御も含めて、そういう防御策は非常に重要なことかというふうに思います。ですけれども、避けても通れないような事態がやはり起きているのが世の中でございまして、そのことについては一定の理解をして、ある程度の我が町、我が課にも、ガイドライン的なものが必要ではないかなというふうに思っております。

本日、東日本大震災から10年目ということで、議会の冒頭において黙禱をさせていただきました。10年前、本町においても大地震の影響で、特に大津地域には漁船や漁協施設など津波によりかなりの被害が出ました。

何よりも困難だと想定されるのは、現在のコロナ禍での災害だと思います。去年は町指導で行われる大津地区の住民を対象とした避難訓練も中止となっております。このような渦中においても、大きな災害に直面すれば、コロナウイルスの感染拡大防止を図りながら、職員が中心となって避難所を運営しなければならないと思います。コロナ禍においても本番を想定したできる限りの避難所運営訓練など、危機管理意識の体制準備をよろしくお願ひしたいというふうに思います。

このことについて、本年度できる限りのことがどこまでできるのかということについて、計画的なことも含めて、話のできる範囲でよろしくお願ひいたします。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 先ほども私も言いましたとおり、財政的な支援については、先ほど言ったとおり、国、道からのそういった助成がございまして、即そういう感染対策のほうに予算を使って、できるだけ食い止める形にしたいというふうに思っています。

また、訓練等々は中止になりましたけれども、コロナ対策の訓練などというのは、私は人を集めることは絶対許されない、会議もしないという形ですので、そういうのはあくまでも内部の打合せでしかない。さらに、広報を通じて、先ほどから何回も言いますが、できるだけ3密を守っていただきたいということでもあります。

したがって、万が一出た場合については、先ほど言ったとおり、直ちに公的機

関に連絡して、隔離して、その体制を見守る。そして今言ったとおり、役所の中でもできるだけ住民に感染しないような形で業務をしておりますので、これからもそういった財政的な支援がある場合については直ちにそれに対応する。さらに支援が足りない場合については、補正予算して、町民の安全を守る形に努力をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 コロナ禍のことでもございますし、日本も地震の国、また台風の国でもございます。どんな災害があるかも分からない状況の中で、またコロナと向き合っていくということで、いろいろ直面する問題もございますけれども、行政の対応をよろしくお願いいたします。

本日、この議会をもって宮口孝町長との一般質問は最後となりました。

私が町議になって6年でございますが、数多くの質問に対し、答弁や政策実現に向けての御回答をいただき誠にありがとうございます。残された期間の御公務につきましても、つつがなく御健康で務められるようよろしくお願い申し上げます。

以上で、一般質問を終わります。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 今まで大変御協力いただきましてありがとうございます。また、今、御丁重なる御挨拶、本当に感謝申し上げます。ありがとうございます。

●藤田議長 11時15分まで休憩いたします。

午前11時03分 休憩

午前11時15分 再開

●藤田議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問が終わりました。

◎ 意見書案第1号

●藤田議長 日程第5 意見書案第1号核兵器廃絶の実現に真剣に努力し、日本国政府が速やかに核兵器禁止条約に調印することを求める意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

2番小笠原茂人議員。

●2番小笠原議員 意見書案第1号。

提出者、豊頃町議会議員、小笠原茂人。

賛成者、豊頃町議会議員、石田貢、同大崎英樹、同杉野好行、同岩井明。

核兵器廃絶の実現に真剣に努力し、日本国政府が速やかに核兵器禁止条約に調印することを求める意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

核兵器廃絶の実現に真剣に努力し、日本国政府が速やかに核兵器禁止条約に調印することを求める意見書。

2017年7月7日、国連本部で開催された核兵器禁止条約交渉会議で採択され、2020年10月24日、発効に必要な50カ国に到達。90日後の2021年1月22日に発効された。

条約は核兵器について破壊的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものとして断罪した。また「ヒバクシャ」と核実験被爆者の「容赦しがたい苦痛と損害」を心に留め、核兵器廃絶を推進する「市民的良心の担い手」として役割を明記した。さらに条約は、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇にいたるまで核兵器にかかわるあらゆる活動を禁止する一方、核兵器保有国の条約参加への規定を設け、核兵器完全廃絶への枠組みを示したものともなっている。

世界にはいまだに15,000発の核兵器が存在して、人類生存への脅威となっている。核保有国とその同盟国は「核抑止論」に固執し続けているが、核戦力の開発と近代化によって核兵器使用の危険性が高まりつつある。条約が指摘するように「核無き世界の達成」こそが「国家的・集団的安全保障に資する最高の世界的公益」であることは言うまでもない。

核兵器禁止条約はいわゆる核保有国とその同盟国に対して道義的、政治的に拘束するのみならず、度重なる国連安保理決議を無視し、核実験とミサイル発射の愚行を繰り返し、国際社会の脅威となっている国に対しても最大の警鐘である。

核兵器の廃絶は、「各国の軍備から原子兵器、大量破壊兵器の一掃」を決めた国連第一号決議からも、国際紛争を解決する手段として武力の行使や武力による威嚇を禁じた日本国憲法に照らしても、人類史上における唯一の被爆国の政府としても支持し推進すべきである。

ついては、日本国政府が一刻も早く、条約に調印することを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣。

以上。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なし)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第1号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎ 委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出

●藤田議長 日程第6 委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出のとおり、閉会中の所掌事務調査の申出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の所掌事務調査とすることに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の所掌事務調査とすることに決定しました。

◎ 会期中の閉会

●藤田議長 日程第7 会期中の閉会の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は、全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

◎ 閉議宣告

●藤田議長 これです、本日の会議を閉じます。

◎ 教育長挨拶

●藤田議長 閉会に当たり、教育長から特に発言を求められておりますので、これを許します。

山本教育長。

●山本教育長 議長のお許しをいただきましたので、教育長退任に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今年度末をもちまして、任期満了により教育長の職を退任することとなりました。教育長在職中は、特に将来の学校教育施策の方向性を見通した学校施設整備事業の着手、いまだに収束を見ない新型コロナウイルス感染症への対応、児童生徒の確かな学びの保障施策の推進に意を配してまいりました。

これらの教育施策の執行に当たり、町民の皆様並びに議員各位の御理解と御協力をいただきながら、教育長の職責を務められましたことに心から感謝を申し上げる次第であります。

結びに、今後の豊頃町の教育振興とますますの町政発展を御祈念申し上げ、簡単ではありますがお礼の言葉とさせていただきます。

大変ありがとうございました。（拍手）

◎ 町長挨拶

●藤田議長 閉会に当たり、町長から特に発言が求められておりますので、これを許します。

宮口町長。

●宮口町長 ただいま、議長の許可をいただきましたので、退任に当たっての御挨拶をさせていただきます。

私は、平成17年4月に町長就任以来、4期16年の長きにわたり職務を務めさせていただき、おかげさんで一度も戦いのなき当選に御支援、御協力をいただいた町民に心から感謝を申し上げる次第であります。

この間、議長をはじめ、議員各位には、協働のまちづくりのあらゆる課題について御指導、御協力をいただきましたことに厚くお礼を申し上げる次第であります。また、各関係機関が一つになって協働のまちづくりへの取組をいただき、大変な成果となりました。このことについても、感謝を申し上げる次第であります。

顧みますと、この16年間職責を全うできましたのは、議会はもちろんのこと、関係機関の御協力、さらには私の手となり足となって働いていただいた職員のおかげで

もあり、全力投球でまちづくりを進めることができ、大変うれしく、心置きなく退任できます。ただ、初当選でお世話になった後援会の会長や役員の方々が鬼籍に入られ、改めて16年間の歳月を感じております。

昨年は、開町140年の節目の年でありました。先人のたくましい開拓精神と厳しい苦難を乗り越えて、今日の豊かな豊頃町に発展してまいりましたことに畏敬の念を禁じ得ません。

本町は、21世紀プランであります第4次豊頃町まちづくり総合計画の実現に向けた政策を基本として進めてまいりましたが、私は常に小さな町だからできること、小さな町だからしなければならないことを大切にしていまいりました。

今、基幹産業であります農業、漁業の環境整備など着々と進んでおり、これらは地域住民の強い熱意と御協力のたまものであります。一方、商工業の取り巻く環境の厳しさは地方の共通課題であります。我が町においては、シャッターを下ろすことなく、一層の企業努力で乗り越えていただきたいと願っております。子育て支援、教育環境の整備、高齢者や弱い立場の方々への心配りなど、多くの政策を着実に実施することができました。しかし、今は新型コロナウイルス感染症対策により、国は極めて厳しい財政を強いられる中、地方行政を取り巻く環境は一段と厳しいときを迎えることになると思います。

首長は選ばれし者、されど駅伝のランナーの一人にすぎないという例えがあります。与えられた期間をどのようにしてまちづくりの政策を生み出し、そして次の世代にたすきをつなぐ使命もあります。どうか新しく選ばれるリーダーに、議会として力強くサポートしていただければ、念願とするところでもあります。よろしく願います。

結びになりますが、豊頃町並びに議会の限りない発展と町民の皆さんの御多幸を念じ申し上げ、お礼の御挨拶に代えさせていただきます。

本当に長い間ありがとうございました。（拍手）

◎ 議長挨拶

●藤田議長 私からも、議会を代表いたしまして、宮口町長の退任に当たり御挨拶をさせていただきます。

宮口町長は、平成17年4月より4期16年間の長きにわたり町政の舵取り役として、その手腕を遺憾なく発揮されました。その高い人格と職権は万人の認めるどころであり、町民一人に等しく誇りとしていたところがございます。

2010年には、第4次豊頃町まちづくり総合計画が策定され、「やさしさと躍動のふれ愛タウン」を目指して、少子高齢化、人口減少の進行、地方分権、地方財政の

対応など、我が町が直面する様々な課題に対し、類いまれな行動と突破力を発揮され、今日の健全財政によるまちづくりを築いてこられたものであります。

そのような中、2011年には東日本大震災が発生し、姉妹都市相馬市へのいち早く物資、人材等を手配するなど、復興を目指す人々に寄り添う支援につながることができました。改めて絆の大切さを感じるところであります。また、町民に対しましてプレミアム商品券の発行、子育て支援など、産業基盤の整備など、数多くの町民に寄り添った政策の実行でありました。

宮口町長には、今、日本をはじめ、世界で猛威を振るっている新型コロナへの対応や収束後のまちづくり、また豊頃中学校、豊頃小学校の校舎建設・改修など、第5次豊頃町のまちづくりの陣頭に立っていただきたかったところであります。後進に道を譲られ、このたび勇退を決意されたものであります。

今後は、悠々自適ながらも、町の御意見番として何かと御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、宮口町長のますますの御健勝をお祈りいたしまして、私からの御挨拶とさせていただきます。4期16年間にわたり、大変ありがとうございました。

◎ 閉会宣告

●藤田議長 これをもちまして、令和3年第1回豊頃町議会定例会を閉会します。

午前 11時34分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

議 長

署名議員

署名議員